

カーレスキューplus 会員規約 新旧対比表

改定前	改定後（主な変更箇所）	備考
<p>規約構成（「会員規約」「サービス利用規定」）</p> <p>※※※ 以下、「旧会員規約」 ※※※</p> <p>第1条（目的） 本規約は、株式会社レスキューネットワーク（以下運営者といいます）がコールセンター業務を行うロードサービス「カーレスキューplus」（以下本サービスといいます）の利用に関し、運営者および利用者双方が遵守すべきものとして定めるものです。</p> <p>第2条（会員制） 本サービスは会員制とし、本規約および運営者所定の「カーレスキューplus サービス利用規定」（以下利用規定といいます）を承認のうえ本規約に基づき入会した者（以下会員といいます）を対象に提供されるものとします。</p> <p>第4条（サービスの実施等） 1. 本サービスは、運営者の取次ぎにより運営者と提携している事業者（以下サービス実施者といいます）がその名義と責任において実施するものであり、本サービスの提供に起因する車両等の損傷、人身事故、損害等について運営者は一切その責を負わないものとします。 2. 本サービスの内容は、利用規定において定めるものとします。 3. 本サービスの提供は、日本国内に限るものとします。</p>	<p>規約構成（「会員規約」「サービス利用規定」） 「サービス会員規約」「サービス利用規定」を、会員規約として統合しました。</p> <p>第1条（目的） 本規約は、<u>タイムズレスキュー株式会社</u>（以下運営者といいます）が提供する「カーレスキューplus」（以下本サービスといいます）の利用に関し、運営者及び会員双方が遵守すべきものとして定めるものです。</p> <p>第2条（会員制） 本サービスは会員制とし、<u>本規約を承認のうえ本規約に基づき入会した者</u>（以下会員といいます）を対象に提供されるものとします。</p> <p>第4条（サービスの実施等） 1. 本サービスは、<u>運営者より本サービスの実施を受託している事業者</u>（以下サービス実施者といいます）が実施するものとします。 2. 本サービスの提供は、日本国内に限るものとします。</p>	<p>社名変更のため。</p> <p>会員規約と利用規約を統合したため。</p> <p>運営者とサービス実施者の契約が変更（取次契約⇒委託契約）になったため。</p>

第5条（規約の変更）

運営者は、本規約、利用規定およびその他本サービスに関する運営者所定の諸規定等を予告なく変更することができるものとします。当該変更は、運営者が運営者のホームページ（<http://www.rescuenetwork.co.jp>）に当該変更内容を掲載した時点をもって、全ての会員に適用されるものとします。

第6条（会員）

1. 本サービスへの入会申込は、運営者または運営者所定の本サービス販売事務等取扱店（以下取扱店といいます）へ以下の各号の手続きを要するものとします。

- (1) 運営者所定の申込関連書類（以下申込書といいます）の提出。
- (2) 運営者所定の年会費の納付。

2. 運営者または取扱店は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。

第5条（規約の変更）

運営者は、本規約その他本サービスに関する運営者所定の諸規定等を、会員の事前の承諾なしに変更することができるものとします。当該変更は、運営者が運営者のホームページ（<http://www.timesrescue.co.jp>）に当該変更内容を掲載した時点をもって、全ての会員に適用されるものとします。

第6条（会員）

1. 本サービスへの入会を希望する者は、運営者又は運営者所定の本サービス販売事務等取扱店（以下取扱店といいます）へ、以下の各号の手続きに従って申込を行うものとします。

- (1) 運営者所定の申込関連書類（以下申込書といいます）の提出。
- (2) 申込者本人の身分の証明（運転免許証等の提示）。
- (3) 運営者所定の年会費の納付。

2. 運営者又は取扱店は、申込者が申込書に記載した事項に関し、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行うことができるものとします。

3. 運営者は、審査の結果、入会申込者が以下の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1) 申込関連書類等に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れがあり、又は虚偽の身分証明書類等が提示されていたとき。
- (2) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると運営者が認めたとき。
- (3) 運営者が会員として不適格と判断したとき。

第9条（退会）

会員が退会する場合には、運営者が別途定める方法により運営者へ届け出るものとします。なお、会員の運営者に対する未履行債務が存在する場合、退会後も、当該未履行債務は存続するものとします。また、次条により会員資格が取消となった場合も同様とします。

表現を変更。

URLを変更。

項目追加。

反社会勢力の排除を明記。

退会に関する規定を追加。

第9条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかの事由に該当した時点で会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員からの中途退会の申し出。
- (2) 年会費の不払い。
- (3) 運営者による除名。
- (4) 会員の死亡。
- (5) 一定期間の音信不通。

第10条 (除名)

運営者は、次の各号のいずれかの事由が生じた会員につき、何らの通知・催告なしに、当該会員を除名することができるものとします。なお、運営者は当該除名会員からの入会及び継続の申込みを拒絶できるものとします。

1. 本規約、利用規定またはその他運営者所定の諸規定等に違反したとき。
2. 運営者、取扱店、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、またはそのおそれのある行為を行ったとき。
3. 短期間に同一または類似内容のサービス依頼が複数回あり、運営者が不適格と判断した場合。
4. 強制執行を受けたり、手形の不渡りを出したり、破産の申立てがあるなど経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき。

第10条 (会員資格の停止及び取消)

1. 会員が次のいずれかに該当するときには、運営者は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。

(1) 申込関連書類等に虚偽の記載、誤記、若しくは記入漏れがあり、又は虚偽の身分証明書類等が提示されていたとき。

(2) 第11条に定める年会費その他の金銭債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。

(3) 運営者、取扱店、サービス実施者、もしくは他の会員の権利・利益を害し、又はそのおそれのある行為を行ったとき。

(4) 短期間に同一又は類似内容のサービス依頼が複数回あり、運営者が不適格と判断した場合。

(5) 本規約その他運営者所定の諸規定等に違反したとき。

(6) 差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。

(7) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。

(8) 解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。

(9) 自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(10) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると運営者が認めたとき。

(11) 以上の各号に準じ、運営者が本サービスの提供を不相当と認める事由が生じたとき。

(12) 申込関連書類に記載の住所、連絡先に宛てた通知又は送付された書類が延着し、若しくは到達しなかったとき。

(13) 会員が死亡したとき。

(14) その他、事由の如何を問わず運営者が必要であると判断したとき。

2. 会員が会員資格を取り消された場合、当該会員は、当該時点で発生し

旧「第9条 (会員資格の喪失)」と「第10条 (除名)」を「第10条 (会員資格の停止及び取消)」に統合し、会員資格の停止及び取消の条件を詳細に明記

<p>第 1 1 条 (納付)</p> <p>会員は、年会費を運営者の指定する方法で支払うものとします。</p> <p>第 1 3 条 (会員証)</p> <p>1. 運営者から交付される「カーレスキュー plus 会員証」をもって本サービスの会員証とします。</p> <p>2. 会員証は入会時および継続時に運営者より交付されるものとします。会員が会員証を紛失・汚損した場合、運営者所定の手続により会員証を再交付するものとします。</p> <p>第 1 5 条 (会員証の管理)</p> <p>1. 運営者が会員に交付する会員証の所有権は、運営者に帰属するものとします。</p> <p>2. 会員は、会員証を自己の責任で管理・使用するものとし、会員による会員証の紛失等および第三者による会員証の偽造・不正利用等により会員が蒙った損害等について、運営者は責任を負わないものとします。</p> <p>3. 会員は、会員証を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。</p> <p>4. 会員が本規約、利用規定またはその他運営者所定の諸規定等に違反し、</p>	<p><u>ている年会費その他の金銭債務等運営者に対して負担する債務の一切について期限の利益を喪失するものとし、当該債務を一括して弁済するものとします。なお、前条により会員が退会した場合においても同様とします。</u></p> <p><u>3. 会員が会員資格を停止された場合、運営者が指定する期間中、当該会員は、本サービスを利用することができないものとします。</u></p> <p>第 1 1 条 (納付)</p> <p>会員は、年会費を運営者の指定する方法で支払うものとします。<u>なお、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合、運営者は、年会費の額を変更することができるものとします。</u></p> <p>第 1 3 条 (会員証)</p> <p><u>1. 運営者は、入会時に会員に対し、本サービスの会員証を貸与するものとします。</u></p> <p>2. 会員が会員証を紛失、盗難、滅失又は毀損した場合、運営者所定の手続きにより会員証を再貸与するものとします。</p> <p><u>3. 理由の如何を問わず、会員が退会若しくは会員資格が停止、取消となったとき、又は本サービスの提供が中止又は終了したときは、運営者は会員に貸与した会員証の機能を直ちに停止します。</u></p> <p>第 1 5 条 (会員証の管理)</p> <p>1. 運営者が会員に貸与する会員証の所有権は、運営者に帰属するものとし、<u>会員は、運営者から貸与を受けた会員証を善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。</u></p> <p>2. 会員は、会員証を自己の責任で管理・使用するものとし、会員による会員証の紛失等及び第三者による会員証の偽造・不正利用等により会員が蒙った損害等について、運営者は責任を負わないものとします。</p> <p>3. 会員は、会員証を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとします。</p>	<p>交付→貸与に表現を変更。 3 項を追加。</p> <p>第 10 条と重複するため、旧・4 項を削除。</p>
---	--	--

運営者に損害が発生した場合、会員は運営者が被った損害について責任を負うものとします。

第16条（個人情報の取扱いについて）

1. 運営者、取扱店及びサービス実施者（以下総じて運営者等といいます）は、会員が運営者等へ提出した各種書類（本サービスに関する申込書、証明書類等）、年会費を支払う為のクレジットカード情報、本サービス実施時の作業伝票に記載した情報及び運営者等が本サービス提供時に知り得た情報（事故・故障等の情報及び問合せ情報等を含み、以下個人情報といいます）を、法令により認められる場合を除き、次の各号の利用目的の範囲内で利用します。

(1) 年会費の納付。

(2) 本サービスの提供及び実施。

(3) 本サービスを円滑に運営するための顧客管理及び会員または会員が指定した先への連絡。

(4) 本サービスの提供及び実施のためにサービス実施者へ提供すること。

(5) 各種問合せ等への対応や本サービス向上のために統計データとして分析を行うこと。

(6) 取扱店及び本サービスの実施につき運営者へ委託した委託元（以下委託元といいます）に対して本サービスの実施状況を報告すること。

(7) その他上記に付随、関連する業務の遂行。

2. 運営者及び取扱店は、個人情報を次の各号の利用目的の範囲内で利用します。（会員資格の喪失後も含む）なお、運営者及び取扱店の会員への連絡方法は郵便、電話、電子メール等の方法によるものとします。

(1) 本サービスの入会・継続・利用等に関する確認。

(2) 車両販売、定期点検、車検、その他整備及び保険満期のご案内。

(3) 商品及びサービス並びに各種キャンペーン等の開催についてのご案内。

(4) 商品開発及びサービス向上等のための各種アンケートの実施。

第25条（個人情報の取扱い）

1. 運営者は、会員から取得した個人情報を、以下の目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

(1) 入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供、会費等の決済、顧客管理、特典の付与その他取引遂行のため。

(2) パーク24グループ及びパーク24グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内（ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など）。

(3) パーク24グループ及びパーク24グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など）。

(4) その他上記に付随、関連する業務の遂行のため。

2. 運営者は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。

(1) 共同利用する個人情報の項目

氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス 車種 車両ナンバー 免許証情報 クレジットカード情報 カメラ画像 サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目

(2) 共同利用者の範囲

パーク24グループ各社（以下のホームページをご確認ください）

<http://www.park24.co.jp/company/group.html>

(3) 共同利用の目的

本条第1項に同じ

(4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称

第25条を個人情報の取扱いに関する条文中に変更。

第1項に会員情報の利用目的を取り決める条項とし、パーク24グループ各社の「商品・サービスの提供・代金決済等」、「サービス情報ご案内」、「マーケティング活動」を利用目的として追加。

第2項を当社グループ共同利用を取り決める条項として新設し、共同利用する個人情報グループ各社が共同利用する個人情報の項目を明確化。個人情報の管理責任者及び取得方法を具体的に明示。

(5) その他上記に付随、関連する業務の遂行。

3. 運営者は、第1項及び前項の利用目的のため、取扱店、サービス実施者及び委託元に対する提供を目的として個人情報を取扱うものとし、会員はこれを予め同意するものとします。

4. 会員資格を喪失した個人情報の保存期間は、法令の定めがあるものを除き3年間とし、この保存期間を経過した個人情報は速やかに破棄します。但し、この保存期間内であっても、利用目的が達成された場合には廃棄することがあります。

5. 運営者における個人情報の取扱いについては、運営者のホームページ (<http://www.rescuenetwork.co.jp>) において掲載するものとします。

※※※ 以下、「旧サービス利用規約」 ※※※

第4条 (ロードサービスを提供できない場合)

次の各号に該当する場合は、ロードサービスを提供できない場合があります。

- 1) 台風・豪雪などの気象状態、または地震・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- 2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーボート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象車両がある場合。
- 3) 戦争・暴動、または公権力の行使により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
- 4) 対象車両につき、違法な改造がなされている場合、車検登録のない場合、または特殊工作装置等を装備している場合。
- 5) ロードサービス提供後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。
- 6) ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。

タイムズレスキュー株式会社 (運営者)

(5) 取得方法

口頭 (電話等)、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面 (電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む)

3. 運営者は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取り扱いをサービス実施者その他の第三者に委託することができるものとします。

4. 本条に定める他、運営者の情報保護に対する取り組みについては、運営者のホームページ (<http://www.timesrescue.co.jp/>) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うものとします。

第19条 (ロードサービスを提供できない場合)

次の各号に該当する場合は、ロードサービスを提供できない場合があります。

- (1) 台風・豪雪などの気象状態、又は地震・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- (2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーボート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない場所に対象車両がある場合。
- (3) 戦争・暴動、又は公権力の行使により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
- (4) 対象車両につき、違法な改造がなされている場合、車検登録のない場合、又は特殊工作装置等を装備している場合。
- (5) ロードサービス提供後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。
- (6) ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。

<p>7) 第2条第3項に基づく通知の有無にかかわらず、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。</p> <p>8) 会員および利用者の故意による場合。</p> <p>9) ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定され、当該第三者の承諾が得られない場合。</p> <p>10) 他人名義の車両で、サービス実施者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合。</p> <p>11) 前各号以外でも、天候、場所、車両の状態等により、社会通念上、ロードサービス実施が困難であると判断される場合。</p>	<p>(7) 第17条第2項に基づく通知の有無にかかわらず、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。</p> <p>(8) 会員及び対象車両の利用者の故意により、事故、故障等が発生した場合。</p> <p>(9) ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。</p> <p>(10) 他人名義の車両で、サービス実施者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合。</p> <p><u>(11) ロードサービスの提供が困難な通信障害、システム障害等が発生した場合。</u></p> <p>(12) 前各号以外でも、天候、場所、車両の状態等により、社会通念上、ロードサービス実施が困難であると判断される場合。</p> <p>第27条 (損害賠償)</p> <p><u>1. 会員が本規約その他運営者所定の諸規定等に違反し、又は会員の責に帰すべき事由により運営者に損害が発生した場合、会員は運営者が被った損害について責任を負うものとします。</u></p> <p><u>2. 本サービスの提供に際して運営者の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、運営者に故意又は重大な過失がある場合を除いて、運営者は、通常生ずべき現実の損害についてののみ債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。</u></p>	<p>(11) の項目を追加。</p> <p>損害賠償に関する規定を新設。</p>
--	--	---